

## I 市民参加について

### 1 意義、目的

主権者である市民が、まちづくりの当事者として、各段階で主体的に関与する権利を保障するため、参加の制度や手続きを明確にする。

### 2 現在の市民参加の状況

#### (1) 長期計画・調整計画とその他個別計画（一部）の市民参加の状況

計画名	市民公募委員	パブコメ	意見交換会	その他
長期計画・調整計画	○	○	○	関係団体意見交換会、市民ワークショップ
武蔵野市健康福祉総合計画2012	○	○	○	実態調査、団体ヒアリング
第三次子どもプラン武蔵野	○	○		団体ヒアリング、アンケート調査
武蔵野市学校教育計画	○	○		
武蔵野市産業振興計画	○	○		
武蔵野市市民活動促進基本計画	○	○		団体へのインタビュー
武蔵野市地域防災計画		○		
武蔵野市生涯学習計画	○	○	○（社会教育委員と）	市民意識調査
武蔵野市図書館基本計画	○	○		市民及び来館者アンケート
第三期武蔵野市環境基本計画	○	○		市民意識調査
武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	○	○		アンケート調査
武蔵野市緑の基本計画2008	○	○		
武蔵野市都市計画マスタープラン	○	○	○	
武蔵野市自転車等総合計画		○		
武蔵野市下水道総合計画		○		
武蔵野市人材育成基本方針				
武蔵野市第四次総合情報化基本計画		○		市民アンケート

#### (2) 市民参加の根拠（長期計画条例、高齢者福祉総合条例、緑の憲章）

<武蔵野市長期計画条例抜粋>

（市民等の参加）

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

<武蔵野市高齢者福祉総合条例抜粋>

（市民参加による計画の策定及び評価）

第11条 市は、高齢者福祉に関する計画の策定にあたっては、第2条の基本理念を踏まえ、かつ、市の他の計画との整合性を図るものとする。

2 市は、前項の計画の策定及びその実施の評価にあたっては、市民参加により行うものとする。

<武蔵野市民緑の憲章抜粋>

武蔵野市は

1 緑化計画を定め、推進体制を確立する。

市民参加のもとに長期・短期の緑化計画を定め、これを実現するための強力かつ総合的な行政体制を確立する。

### 3 自治基本条例における市民参加の論点と考え方の選択肢

#### (1) 市民参加の総則について明示的な規定を行うかどうか。

- ア 明示的に規定する。(9/11)
- イ 明示的に規定しない。(2/11)

※ 論点に対する考え方のパターン（選択肢）を検討するにあたって、近隣を中心とした 11 自治体（資料 5 参照）を参照した。カッコ( )の中の数字は、そのうち何自治体はその規定を置いているかという表記であり、傾向を示すために参考で記載したものである。

#### (2) 市民参加の対象と手法の範囲

※他市の規定の傾向からみるに、概ね次の 4 つのパターンに分けられる。

- ア 「重要な計画及び政策」に関しては「パブコメ」を行うという規定。(足立区)
- イ 「基本構想」や「条例」など市民参加の対象となる項目を列挙し、それらに関しては「意見交換会」及び「パブコメ」を行うという規定。(中野区。今回参照した自治体の中では対象となる項目を最も詳しく規定しているパターン)
- ウ 「基本構想や基本計画の策定」に関しては「パブコメ」やその他の対応を行うという規定(清瀬市)
- エ 「審議会への委員参画」「公聴会等への参画」等市民参加の手法を規定の中でいくつか列挙。ただし、どのような場合にどの手法を用いるかについては限定がない。(多摩市)

以上を参考としたうえで、本市の場合どう考えるか。

##### ① 市民参加の対象をどうするか。

- ア 全般的な理念的な規定を置く。
- イ アに加えて長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画に関して明示的な規定を置く。
- ウ アに加えて重要な条例についての明示的な規定を置く。
- エ アに加えて長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画並びに重要な条例についての明示的な規定を置く。(イとウ両方)
- オ 上記以外のものを明示

##### ② 手法の範囲をどうするか。

- ア パブコメのみ
- イ パブコメ及び意見交換会
- ウ 対象を限らずさまざまな手法を列挙
- エ 上記以外のものを明示

#### (3) 意見に対する行政の対応（市民意見の反映のプロセス）

- ア 意見への応答・対応等について明文化する。(5/11)
- イ アに加えて意見に対する考え方の説明・公表についても明文化する。(4/11)
- ウ 市政への反映について明文化する。(2/11)

### 4 他市の規定の例

資料 5 参照

## Ⅱ 市民の責務について

### 1 意義、目的

まちづくりにおける市民の主体的・積極的な関わりを担保するために市民の役割（責務）について明確にする。

### 2 自治基本条例における「市民の責務」の論点と考え方の選択肢

#### (1) 「市民の責務」について

- ア 明示的な規定を置く (11/11)
- イ 明示的な規定を置かない (0/11)

明示的に規定する、とした場合

#### (2) 「責務」という表現について

責務、責任、義務、役割 … 色々な表現がある。どの意味づけ・表記にするのか。

- ア 責務 (8/11)
- イ 責任 (1/11)
- ウ 義務 (1/11)
- エ 責務等 (1/11)
- オ 役割 (0/11) ※役割の中に、権利と責務が表記されている

\*各単語の意味については次ページを参照

#### (3) 責務としての記載内容

どこまで記載するのか

- ア 自治の主体であることの自覚 (3/11)
- イ 発言と行動内容に責任をもつ (8/11)
- ウ 公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮する (1/11)
- エ 市政の運営に伴う負担の分担 (2/11)
- オ 豊かな地域社会の実現に努める (5/11)
- カ お互いの自由と人格の尊重 (3/11)
- キ 納税義務、選挙権の行使に努める (3/11)
- ク 自主的で自立的な活動を行う (3/11)

\*三鷹市 地域における市民の権利と責務、市政における市民の権利と責務で分けている。

#### (4) 市民の権利との併記について

- ア 「市民の権利」についても規定する。 (10/11)
- イ 「市民の権利」について規定しない。 (1/11)

## (5) 権利の記載内容

どこまで記載するのか

- ア 行政サービスを等しく受ける権利 (4/10)
- イ 情報を知る権利 (6/10)
- ウ まちづくり等に参加 (参画) する権利 (9/10)
  - ※そのうち政策形成過程に参加する権利 (3/9)
- エ 市政に対して意見を表明する権利 (2/9)
- オ 安心安全な生活を営む権利 (1/10)

### 1【義務】

- ① 人がそれぞれの立場に応じて当然しなければならない務め。「一を果たす」⇔権利。
- ② 倫理学で、人が道徳上、普遍的・必然的になすべきこと。
- ③ 法律によって人に課せられる拘束。法的義務はつねに権利に対応して存在する。「納税の一」⇔権利。

### 2【責務】

責任と義務。また、果たさなければならない務め。

#### <義務と責務>

##### - 概要 -

義務とは、各人がそれぞれの立場や役職において必ずやらなければならない行いや勤めのこと。それに対して責務とは、責任と義務をあわせ持った概念であり、責任を持って行うべき義務といえる。

##### - 詳しい解説 -

義務とは、法律や社会通念などを根拠に各人がおかれた立場において当然行うべきであるとされるもの。憲法において規定される国民の義務は、被保護児に教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務である。職業によっては法律に規定された守秘義務がある。

責務とは、責任と義務をあわせた意味を持ち、各人が自覚をもって責任ある行為や勤めを行うことである。法律では、行政法において多用される用語である。義務に比べて、政策的目標の意味に近い。

### 3【責任】

- ①自分が引き受けて行わなければならない任務。義務。「一を果たす」「保護者としての一」
- ②自分がかかわった事柄や行為から生じた結果に対して負う義務や償い。「一をとって辞職する」「だれの一でもない」「一の所在」「一転嫁」
- ③『法』 法律上の不利益または制裁を負わされること。狭義では、違法な行為をした者に対する法的な制裁。民事責任と刑事責任とがある。

### 4【役割】

- ①役目をそれぞれの人に割り当てること。また、割り当てられた役目。
- ②集団内の地位に応じて期待され、またその地位にあるものによって学習される行動様式。社会的役

割。

### Ⅲ 協働について

#### 1 意義、目的

行政だけではなく、個人や市民活動団体、NPO法人等がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、まちづくりの担い手として協力し合う「協働」を推進して行くことを明記する。

#### 2 協働に関する市の考え方と状況

##### (1) 協働に関する市の考え方

武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画（武蔵野市第五期長期計画・調整計画を上位計画とする分野別計画で、平成 29 年度以降の市民活動促進の方向性を示している）の中に「連携と協働」にかかる基本姿勢が示されており、「連携と協働」を計画で目指す目標達成のための実現手段と位置付けている。（資料 6 参照）

##### (2) 協働の状況

平成 27 年度市民活動団体等との事業実施状況調査 （資料 7 参照）

#### 3 自治基本条例における「協働」の論点と考え方の選択肢

##### (1) 明示的な規定を行うかどうか。

- ア 協働について明示的に規定する。(10/11)
- イ 協働について明示的に規定しない。(1/11)

##### (2) 範囲

- ア 市民の主体的な取組に市が協力 (5/10)
- イ 市民と市とが互いに特性を活かし協力 (5/10)
- ウ 市の取組みに市民が協力 (0/10)

市民の範囲	← 協働の範囲 →		市の範囲
市民が自主的に活動を行うもの	市民の主体的な取組に、市の協力を得るもの	市民と市とが互いに特性を活かし、協力して取り組むもの	市の取組に市民の協力を得るもの
			市の責任により行うもの



##### (3) 協働の仕組みづくり

- ア 協働の仕組みづくりについて明示的に規定する。(7/10)

イ 協働の仕組みづくりについて明示的に規定しない。(3/10)

**(4) 市と市民との関係**

ア 協働において市と市民とが対等であると明示的に規定する。(6/10)

イ 協働において市と市民とが対等であると明示的に規定しない。(4/10)

## IV 市民の定義について

### 1 意義、目的

「市民」という言葉にはもともと多義的な概念がある。自治の主体であるところの「市民」を自治基本条例の中においてどう規定するかにより、条例全体の考え方を表すことにもなる。

### 2 自治基本条例における「市民の定義」の論点と考え方の選択肢

#### (1) 市民の定義を記載するか

- ア 定義がある (8/11)
- イ 定義がない (2/11)
- ウ 住民と区民(市民)とを分けて定義 (1/11)

#### (2) どこまでを市民と定義するか／どう表現・記載するか

- ア 市内に居住する者 (9/9)
- イ 市内で働く者 (9/9)
- ウ 市内で学ぶ者 (9/9)
- エ 市内で事業を営む者(営む団体) (6/9)
- オ 市内で活動する者(活動する団体) (6/9)
  - \*地域活動団体、非営利活動団体という表現の場合あり
- カ 「その他のもの」という表記を定義の末尾に入れている (5/9)

#### (3) 市民(個人)と事業者(団体、法人等)を区別するかどうか

- ア 事業者までを含めて「市民」と定義する。(7/9)
- イ 市民(個人)と事業者とを分けて定義する。(2/9)

## V 住民投票制度について

### 1 意義、目的

市民参加手法のうちの一つで、市長と議会による二元代表制を補完し、市政に関する重要事項等について直接市民の意思を問うことで、市民の総意を的確に把握することを目的とする。

### 2 自治基本条例における「住民投票制度」の論点と考え方の選択肢

#### (1) 住民投票制度を設けることができるかどうか。

ア できることを明示的に規定する。 (10/11)

イ できることを明示的に規定しない。 (1/11)

#### (2) 「住民投票制度を設けることができる」とした場合

##### ① 住民投票の対象をどうするか。

ア 包括的に規定する。(例：市政に係る重要事項) (10/10)

イ 具体的に規定する。 (0/10)

##### ② 住民投票の発議をすることができる主体をどうするか。

ア 市長 (9/10)

イ 市議会議員 (又は市議会) (5/10)

ウ 市民 (6/10)

※「市民」の定義は、各自治体により異なる。

##### ③ 市議会議員 (又は市議会) による発議の条件をどうするか。

ア 議員定数の12分の1以上の賛成 (地方自治法112条2項に準拠) (4/5)

イ ア以外 (1/5)

※参考

地方自治法

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

##### ④ 市民による発議の条件をどうするか。

ア 総数の50分の1以上の連署 (地方自治法74条1項に準拠) (4/10)

※ このうち「住民投票を規定した条例の制定の請求」としている自治体が3市

イ ア以外 (2/10)

※参考

地方自治法

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者 (以下本編において「選挙権を有する者」という。) は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例 (地方税の賦課徴収



並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。) の制定又は改廃の請求をすることができる。

⑤ 住民投票の結果をどうするか。

ア 「尊重する（尊重しなければならない）」ことを明記する。 (6/10)

イ 「尊重する（尊重しなければならない）」ことを明記しない。 (4/10)

ウ その他 (0/10)

※その他

○「選挙権を有する者」以外にも投票の対象を広げるか。(年齢、外国人)

○投票数が一定数未満の場合であっても開票するかどうか。